## ○ふじみ野市建設工事に係る共同企業体取扱要綱

平成17年10月1日 告示第12号

改正 平成23年6月1日告示第144号

平成24年1月20日告示第18号

平成25年3月19日告示第54号

平成30年2月23日告示第41号

平成30年7月13日告示第215号

# 目次

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 経常建設共同企業体(第4条-第9条)

第3章 特定建設工事共同企業体(第10条-第18条)

第4章 雑則(第19条・第20条)

附則

第1章 総則

(平24告示18·章名追加)

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふじみ野市が発注する建設工事に係る共同企業体(以下「共同企業体」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の運営形態)

- 第2条 共同企業体の運営形態は、原則として、各構成員が出資割合及び派遣技 術者等において対等の立場で一体となって工事を施工する共同施工方式とする。
- 2 出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して次のとおり定めるものとする。
  - (1) 2社の場合 30パーセント以上
  - (2) 3社の場合 20パーセント以上

(共同企業体の種類)

第3条 共同企業体は、年間を通じて結成される共同企業体(以下「経常建設共同企業体」という。)及び特定の工事ごとに結成される共同企業体(以下「特定建設工事共同企業体」という。)とする。

第2章 経常建設共同企業体

(平24告示18·章名追加)

(結成の目的)

第4条 経常建設共同企業体は、構成員の施工能力の増大を図り、その受注機会 を確保することを目的として結成するものとする。

(対象工事)

第5条 経常建設共同企業体の施工対象工事は、ふじみ野市指名業者選定委員会 (以下「委員会」という。)に諮り、市長が適当であると認めた工事とする。 (入札参加手続)

第6条 経常建設共同企業体は、ふじみ野市が発注する建設工事に係る競争入札 に参加しようとするときは、あらかじめ経常建設共同企業体の入札参加資格審 査の申請をし、審査を受けるものとする。

(平25告示54·一部改正)

(資格審査の申請)

- 第7条 経常建設共同企業体の資格審査の申請は、次に掲げる要件を満たす場合 でなければすることができないものとする。
  - (1) 構成員は、建設工事等の競争入札に参加する資格を有する者を登載した名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。) に登録された建設業者であること、又は入札参加資格審査申請書を提出している建設業者であること。
  - (2) 構成員は、2業者又は3業者であること。
  - (3) 資格審査を申請する建設工事の種類は、全ての構成員が単独業者として入 札参加資格者名簿に登録され、又は入札参加資格審査申請書を提出している 建設工事の種類であること。
  - (4) 構成員は、当該工事に対応する許可業種に係る主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- 2 構成員は、同一の建設工事の種類について他の経常建設共同企業体の構成員 となることができないものとする。
- 3 第1項の申請は、経常建設共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
  - (1) 経常建設共同企業体協定書(様式第2号)
  - (2) 委任状(様式第3号)
  - (3) 各構成員の経営規模等評価結果通知書の写し
  - (4) 経常建設共同企業体カード(様式第4号)
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 4 経常建設共同企業体の入札参加資格審査の申請及び経常建設共同企業体協定 の締結は、当該構成員の代表者が行うものとする。
- 5 経常建設共同企業体の構成員は、当該構成員の次に掲げる権限を代表構成員 に委任するものとする。
  - (1) 入札及び見積りに関すること。
  - (2) 契約の締結に関すること。
  - (3) 工事の施工に関すること。
  - (4) 代金の請求及び受領に関すること。
  - (5) 復代理人の選任に関すること。
  - (6) 前各号に掲げる権限に付帯する一切のこと。

(平25告示54・平30告示41・平30告示215・一部改正)

(資格審査及び格付)

- 第8条 経常建設共同企業体の入札参加資格の審査は、市長が前条第1項の申請 に基づいて行うものとし、当該経常建設共同企業体の級別格付は、次により行 うものとする。
  - (1) 希望工事種別年間平均完成工事高は、各構成員の年間平均完成工事高の合計値とする。
  - (2) 自己資本額及び建設業に従事する職員の数は、各構成員の自己資本額及び建設業に従事する職員の数のそれぞれの合計値とする。
  - (3) 希望工事種別ごとの技術職員数は、各構成員の希望工事種別ごとの技術職員数のそれぞれの合計値とする。
  - (4) 経営状況の点数は、各構成員の点数の平均値(小数点以下第1位を四捨五 入した点数)とする。
  - (5) その他の審査項目(社会性等)の点数は、各構成員の点数の平均値(小数点以下第1位を四捨五入した点数)とする。

(平30告示41·一部改正)

(指名)

第9条 経常建設共同企業体の指名は、その入札に指名された旨及び入札執行に 必要な事項を当該経常建設共同企業体の代表者に通知することにより行う。

第3章 特定建設工事共同企業体

(平24告示18·章名追加)

(結成の目的)

第10条 特定建設工事共同企業体は、経験の増大、技術の拡充及び強化、資金力の増大並びに危険の分散を図り、工事を適正、円滑及び確実に施工することを目的として結成するものとする。

(対象工事)

- 第11条 特定建設工事共同企業体の施工対象工事は、おおむね1億5,000 万円以上の大規模工事又は特殊技術を要する工事のうち、委員会に諮り、市長 が必要と認めた工事とする。ただし、工事の規模、性格等に照らし共同企業体 による施工が必要と認められる工事においても、単体で施工できる者がいると 認められるときには、単体企業と特定建設工事共同企業体との混合による入札 を執行することができる。
- 2 前項に掲げるもののほか、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事については、対象工事とすることができる。

(平24告示18·一部改正)

(構成員の条件)

第12条 市長は、前条の工事によるときは、委員会に諮り、構成員となることができる者の条件を付することができるものとする。

(入札の公告)

第13条 市長は、特定建設工事共同企業体により、又は単体企業と特定建設工

事共同企業体との混合により、競争を行わせようとするときは、あらかじめ、 次に掲げる事項を公示しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体により、又は単体企業と特定建設工事共同企業体との混合により、競争を行わせる工事である旨及び工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事の概要
- (4) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- (5) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術的要件等、 出資比率及び代表者要件
- (6) 認定資格の有効期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (平24告示18・追加)

(結成及び入札参加手続)

第14条 特定建設工事共同企業体は、任意に結成するものとし、ふじみ野市が 発注する建設工事に係る入札に参加しようとするときは、特定建設工事共同企 業体の入札参加資格審査の申請をし、審査を受けるものとする。

(平24告示18・旧第13条繰下)

(資格審査の申請)

- 第15条 特定建設工事共同企業体の資格審査の申請は、次の掲げる要件を満た す場合でなければすることができないものとする。
  - (1) 構成員は、入札参加資格者名簿に登載された者であること。
  - (2) 構成員は、同一の建設工事の種類について他の特定建設工事共同企業体構成員となっていないこと。
  - (3) 構成員は、2業者又は3業者であること。
  - (4) 当該工事の対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも数年あること。
  - (5) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
  - (6) 全ての構成員は、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- 2 前項の申請は、特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書(様 式第5号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
  - (1) 特定建設工事共同企業体協定書(様式第6号)
  - (2) 委任状(様式第3号)
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査の申請及び特定建設工事共同企業体協定の締結は、当該構成員が行うものとする。
- 4 特定建設工事共同企業体の構成員は、当該構成員の次に掲げる権限を代表構

成員に委任するものとする。

- (1) 入札及び見積りに関すること。
- (2) 契約の締結に関すること。
- (3) 工事の施工に関すること。
- (4) 代金の請求及び受領に関すること。
- (5) 復代理人の選任に関すること。
- (6) 前各号に掲げる権限に付帯する一切のこと。

(平24告示18・旧第14条繰下、平30告示41・平30告示21 5・一部改正)

(代表者の選定)

第16条 代表者は、施工能力の大きい者とし、その出資比率は構成員中最大と する。

(平24告示18・旧第15条繰下)

(資格審査及び格付)

- 第17条 特定建設工事共同企業体の入札参加資格の審査は、市長が第15条の申請に基づいて行うものとし、当該特定建設工事共同企業体の級別格付は、次により行うものとする。
  - (1) 構成員の級別格付が異なる場合上位の構成員の級別格付
  - (2) 構成員の級別格付が同一の場合当該構成員の級別格付 (平24告示18・旧第16条繰下・一部改正)

(指名)

第18条 特定建設工事共同企業体の指名は、その入札に指名された旨及び入札 執行に必要な事項を当該特定建設工事共同企業体の代表者に通知することによ り行う。

(平24告示18・旧第17条繰下)

第4章 雑則

(平24告示18・章名追加)

(入札保証金及び契約保証金)

第19条 共同企業体の構成員のうち、入札保証金又は契約保証金の免除対象者がある場合は、当該共同企業体の入札保証金又は契約保証金の納付を免除することができる。

(平23告示144・追加、平24告示18・旧第18条繰下) (その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

(平23告示144・旧第18条繰下、平24告示18・旧第19条繰下)

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の上福岡市建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成6年上福岡市告示第132号)又は大井町建設工事共同企業体取扱要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成23年告示第144号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年告示第18号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年告示第54号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第41号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年告示第215号)

この告示は、公布の日から施行する。

## 経常建設共同企業体入札参加資格審查申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

共同企業体の名称		
D <sub>0</sub>	ac.	
住 代表構成員 商 号 又 は 名		2200
代 表 者 住	名	Ð
構成員 商号又は名	称	~
代 表 者 住	名 (	Ð
構成員 商号又は名	称	es.
代 表 者	名 (	<b>a</b>

このたびふじみ野市所管に係る建設工事の共同請負による競争入札に参加したいので、 経常建設共同企業体協定書等を添えて入札参加資格の審査を申請します。

申請業種(5業種以内)

3 12		
-		

#### 様式第2号(第7条関係)

# 経常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。 (名称)

第2条 当共同企業体は、

経常建設共同企業体

(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を

に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は 年 とする。ただし、 年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履 行後12か月を経過するまでの間は解散することができない。
- 2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 商号又は名称

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、

を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し当企業体を代表してその 権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝す る権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当 企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

- 第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。
- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員で構成する運営委員会を設け、組織及び編成 並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その 他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、 建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設 工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負 うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 とし、共 同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものと する。

(決算)

- 第12条 当企業体は、工事完成の都度当該工事について決算するものとする。 (利益金の配当の割合)
- 第13条 決算の結果、利益が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合 により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金が生じた場合には、第8条に規定する割合によ り構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

- 第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。 (工事途中における構成員の脱退に対する措置)
- 第16条 当企業体の構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ当企 業体が請負建設工事を完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合に おいては、残存構成員が共同連携して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の 出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を残存構成員が 有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた 割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、 決算の結果、欠損金が生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員 が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益が生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は、 行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが工事途中において重要な

義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の 構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるもの とする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から 第5項までの規定を準用する。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合に おいては、第16条第2項から第5項までの規定を準用する。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責 務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員 全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすること ができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めを負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、第9条に規定する運営委員会において定めるものとする。

#### 外 社は、上記のとおり

経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通 を作成し、それぞれに構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日 住 所 商号又は名称 代表構成員 代表者氏名 (EII) 住 所 構成員 商号又は名称 代表者氏名 (EII) 住 構成員 商号又は名称 代表者氏名 (印)

#### 経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

ふじみ野市発注に係る工事については、経常建設共同企業体協定書第8条の 規定により、当企業体構成員の出資の割合を下記のとおり定める。ただし、当 該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は 変わらないものとする。

記

1 工事の名称 工事

2 出資の割合

商号又は名称%商号又は名称%商号又は名称%

外 社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠と してこの協定書 通を作成し、それぞれに構成員が記名捺印をして各自所持す るものとする。

また、この協定書を別途1通作成し、ふじみ野市に提出するものとする。

年 月 日

住 所

代表構成員 商号又は名称

代表者氏名

(B)

住 所

構 成 員 商号又は名称

代表者氏名

(A)

住 所

構 成 員 商号又は名称

代表者氏名

(m)

## 様式第3号(第7条及び第15条関係)

委 任 状

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

住 所 委任者 商号又は名称 代表者氏名

(A)

私は、次の者を代理人と定め、 年 月 日から 年 月 日まで下記権限を委任します。

住 所 受任者 商号又は名称 代表者氏名

(EI)

記

共同企業体に係る

- 1 入札及び見積に関すること。
- 2 契約の締結に関すること。
- 3 工事の施工に関すること。
- 4 代金の請求及び受領に関すること。
- 5 復代理人の選任に関すること。
- 6 前各号に掲げる権限に付帯する一切のこと。

#### 様式第4号(第7条関係)

# 経常建設共同企業体カード

共同企業体化	名,代表者名	6萬 . 5	& A	事 務 所 電話番号	所 在 地	素様コード	出 報 割 合
26	対 規	м	経営状況	技術力	その他の害者項	総合評定額 (P)豪	
工事種類別完成 工事高 (千円)	自己資本金 (千円)	報員数 (人)	経営状況評点	技術職員敬館	日(社会性等)評  在		
(計算方法) 各構成員の合計	(計算方法) 各構成員の合計	(計算方法) 各構成員の合計	(計算方法) 各構成員の平均	(計算方法) 各構成員の合計	(計算方法) 各構成員の平均		

※印の欄には記入しないこと。

## 特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審查申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て 特定建設工事共	同企業体の名称	
	住 所	
代表構成員	商号又は名称	
	代表者名	(1)
	住 所	
構成員	商号又は名称	
	代表者名	(1)
	住 所	
構成員	商号又は名称	
	代表者名	(1)

このたび、下記工事の共同請負による競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業 体を結成したので、特定建設工事共同企業体協定書を添えて入札参加資格の審査を申請し ます。

35	
	工事

#### 様式第6号(第15条関係)

#### 特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当特定建設工事共同企業体は、ふじみ野市発注に係る 工事を共同連帯して施工することを目的とする。

(名称)

第2条 当特定建設工事共同企業体は、 事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。 特定建設工

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を

に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、第1条に規定する工 事の請負契約の履行後12か月を経過するまでの間は解散することができない。
- 2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。
- 3 当企業体は、第1条に規定する工事を請け負うことができなかったときは、 前2項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散 するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所 商号又は名称

住 所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、

を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し当企業体を 代表してその権限を行うことを明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と 折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領 及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 %

商号又は名称 %

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

商号又は名称

第9条 当企業体は、構成員全員で構成する運営委員会を設け、組織及び編成 並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その 他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、 第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行及び下請契約 その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯 して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

- 第11条 当企業体の取引金融機関は、 とし、共同企業 体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。 (決算)
- 第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の完成後当該工事について決算 するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金が生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

- 第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。 (工事途中における構成員の脱退に対する措置)
- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が第 1条に規定する工事を完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合に おいては、残存構成員が建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の 出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を残存構成員が

有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた 割合とする。

- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、 決算の結果、欠損金が生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員 が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとす る。
- 5 決算の結果利益が生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は、 行わない。

(構成員の除名)

- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが工事途中において重要な 義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の 構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるもの とする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から 第5項までの規定を準用する。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合に おいては、第16条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につきか しがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めを負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、第9条に規定する運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり

特

定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を 作成し、それぞれに構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

また、この協定書を別途1通作成し、ふじみ野市に提出するものとする。

年 月 日

代表構成員

住 所 商号又は名称 代表者氏名

角

住 所

構成員 商号又は名称 代表者氏名

(A)

 
 住
 所

 構成員
 商号又は名称 代表者氏名

(A)